



福岡医発第182号(地)

平成21年 4月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

健康的な生活習慣づくり重点化事業について

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、地域、職域及び学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満予防に関する事業を総合的に実施することにより、効果的に生活習慣の改善による健康増進を図るため、従来より実施していた「たばこ対策促進事業」及び「メタボリックシンドローム予防戦略事業」を統合し、平成21年度から「健康的な生活習慣づくり重点化事業」として実施する旨の通知であります。

本事業の実施要綱では、たばこ対策促進事業について、事業の実施にあたり地域の保健医療関係者等が行う関連事業とも連携して実施するよう努めることとされており、メタボリックシンドローム予防戦略事業の実施についても、実施地区の関係団体等と連携を図ることとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅲ4)

平成21年4月8日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田 健



健康的な生活習慣づくり重点化事業について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省健康局長より、都道府県知事等宛に「健康的な生活習慣づくり重点化事業について」の通知がなされ、本会に対しまして、周知及び協力方依頼がありました。

本事業につきましては、従来より実施していた「たばこ対策促進事業」及び「メタボリックシンドローム予防戦略事業」を統合し、平成21年度から「健康的な生活習慣づくり重点化事業」として実施要綱に基づき実施されるものであり、実施主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区となっております。

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱では、たばこ対策促進事業について、事業の実施にあたり地域の保健医療関係者等が行う関連事業とも連携して実施するよう努めることとされており、メタボリックシンドローム予防戦略事業の実施についても、事業の実施にあたり実施地区の関係団体等と連携を図ることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、よろしくお願い高配のほどお願い申し上げます。



平成21年3月27日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成21年度から、従来より実施しておりました「たばこ対策促進事業」及び「メタボリックシンドローム予防戦略事業」を統合し、「健康的な生活習慣づくり重点化事業」として別紙の実施要綱に基づき実施することとしました。

実施事業に変更はございませんが、たばこ対策や肥満予防に関する事業を総合的に実施することにより効果的に生活習慣の改善による健康増進を図ることができ、都道府県等の自由な裁量によって事業の重点化を図ることができると考えております。

つきましては、貴会におかれましても、「健康的な生活習慣づくり重点化事業」の趣旨を御理解の上、各都道府県等の事業実施に当たっては、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。



健発第0327009号

平成21年3月27日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長

健康的な生活習慣づくり重点化事業について

喫煙や食習慣などの生活習慣が関与する生活習慣病は、その生活習慣を改善することにより病気の発症予防や重症化を予防することができる。

しかしながら、喫煙率は、男性4割弱、女性1割強であり、男性は先進諸国と比べ高い状況にあり、また、40～74歳の男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドロームが強く疑われる者又は予備群と考えられる者である。

このような状況の中、国民の生活習慣を改善する上で、ポピュレーションアプローチが重要であることから、地域、職域及び学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満予防に関する事業を総合的に実施することにより効果的に生活習慣の改善による健康増進を図るため、平成21年度から「健康的な生活習慣づくり重点化事業」を実施することとし、別紙のとおりその実施要綱を定めたので通知する。

なお、平成19年4月2日付健発第0402001号厚生労働省健康局長通知「たばこ対策緊急特別促進事業について」、平成20年3月28日付健発第0328002号厚生労働省健康局長通知「たばこ対策促進事業について」、平成20年4月4日付健発第0404001号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドローム予防戦略事業の実施について」については、平成21年3月31日をもって廃止する。

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱

1. 目的

喫煙や食習慣などの生活習慣が関与する生活習慣病は、その生活習慣を改善することにより病気の発症予防や重症化を予防することができる。

現在、「健康日本21」や「食育推進基本計画」等において、たばこ、栄養、運動等について目標を立て、健康的な生活習慣の形成を通じた一次予防を重視した健康づくり運動を行っているところである。

しかしながら、喫煙率は、男性4割弱、女性1割強であり、男性は先進諸国と比べ高い状況にあり、また、40～74歳の男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドロームが強く疑われる者又は予備群と考えられる者である。

さらに、「健康日本21」の中間評価において、未だ取組が不十分であると指摘され、特に、たばこ、栄養、運動については、重点的な取組及び幅広く運動を展開していくことが必要とされているところである。

国民の生活習慣を改善する上で、ポピュレーションアプローチが重要と考えられていることから、地域、職域及び学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満予防に関する事業を総合的に実施することにより効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区とする。

3. 事業内容

本事業の対象は、以下のとおりとする。

(1) たばこ対策促進事業

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の発効に伴い、当該条約の批准国として、たばこ対策を着実に推進するため、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策、受動喫煙対策が遅れている娯楽施設等における受動喫煙防止対策の効果的な推進、喫煙率が上昇傾向にある若年女性に対する普及啓発及び「禁煙普及員」の養成・活動支援などに重点を置き、地域の関係者と連携したたばこ対策の推進を図ることを目的とする。

a 未成年者や子どもへの影響の大きい父母等の喫煙防止に関する事業

①学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を指導する講習会等の実施

②学校、市町村に出向き児童・生徒や父母等を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）等の実施

③喫煙防止のための関係者の取組事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する

事業の実施

- ④未成年者が喫煙習慣を身につけないよう成人式等を活用し、たばこ健康問題に関する知識の普及を目的としたキャンペーン（20歳の禁煙宣言）等の実施
- ⑤その他喫煙防止対策の推進に有効と認められる事業
- b 娯楽施設等における受動喫煙防止に関する事業
 - ①娯楽施設等の事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）の実施
 - ②個々の事業者等を対象とした浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度を測定する機器等を活用した個別指導の実施
 - ③効果的な受動喫煙対策を行っている施設等に対しその旨を明確に表示するための認定証やステッカー等の交付
 - ④娯楽施設等の施設における分煙事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する事業の実施
 - ⑤その他禁煙・分煙対策の推進に有効と認められる事業
- c 若年女性に対する普及啓発に関する事業
 - ①喫煙と健康問題に関するチラシ・ポスター等（美容所等へ配布）の作成
 - ②女性が利用する機会の多い美容所、化粧品販売店等の協力を得た普及啓発に関する事業の実施
 - ③女性を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
 - ④その他禁煙支援に有効と認められる事業
- d 「禁煙普及員」に関する事業
 - ①「禁煙普及員」の養成に関する講習会等の実施
 - ②「禁煙普及員」の認定に関する事業
 - ③「禁煙普及員」が行う普及啓発活動の支援に関する事業
 - ④その他「禁煙普及員」の普及に有効と認められる事業
- e たばこ対策関係者で構成される協議会等の設置

上記 a、b、c、d の事業を円滑に実施するためには、地域の関係者との連携が必要と考えられることから、地域の保健医療関係者を含めたたばこ対策関係者で構成される協議会等を設置して事業の計画策定、推進及び評価等を実施すること。
- f 留意事項
 - ①講習会等の実施に際し、対象者が参加しやすいように開催日、時間帯及び実施回数等について配慮するとともに、実施方法についても IT 等の活用も検討すること。
 - ②飲食店営業者を対象とした受動喫煙防止対策については、平成 19 年 3 月 26 日健発第 0326003 号厚生労働省健康局長通知「生活衛生営業健康推進等事業の実施について」に基づいて、都道府県生活営業指導センターが実施する受動喫煙防止対策推進支援事業と連携して効果的・効率的な事業の実施に努めること。
 - ③事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等が行う関連事業とも連携して実施

するよう努めること。

- ④「禁煙普及員」は、禁煙成功者及び禁煙に関する知識を有する者のうちから、都道府県知事の任命により認定することが望ましい。

(2) メタボリックシンドローム予防戦略事業

近年、不適切な食生活や運動不足による成人の肥満者の割合が増加しているが、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防には、子どものころから健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、健全な食生活や運動習慣を身につけることが重要である。また、個人の生活習慣の改善には、家庭、学校、地域等の社会全体がその取組を継続的に支援していくことも必要である。

このため、若年期からの肥満予防対策として、子どもとその保護者等の健康状態、食生活や運動・身体活動等に関する生活習慣の実態把握を行うとともに、地域と学校等との連携のもと、子どもとその親に対して食生活と運動の両面からアプローチする若年期からの肥満予防の取組を実施するものである。さらに、壮年期を中心とした肥満予防対策として、運動施設等を活用した具体的な体験機会の提供など、飲食店、民間産業等とも連携した取組を実施するものである。

また、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づく食育推進基本計画が決定されており、地域における健康づくりのための食育の取組についても推進するものである。

a 若年期からの肥満予防対策事業

①子どもと保護者等の健康状態、食生活、身体活動の実態調査

対象地区の子どもと保護者等の健康状態、食生活、身体活動・運動の状況を把握し、課題の把握等を行う。また、評価項目を決め、事業実施後の成果の把握。

②親子ワークショップ、講演会等の開催

親子で参加できる健全な食生活（朝食欠食者の減少含む。）と運動・身体活動の実践、肥満や生活習慣病などの健康状態に関する知識を理解するためのワークショップ・講習会の開催。なお、①において過体重、肥満の者に対しては、食生活や運動を含めた生活習慣について管理栄養士等による個別指導の実施。

③民間産業、商店街等と連携した肥満予防対策及び朝食欠食率減少に向けた取組の推進

地域の商店街等においてスーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店などの食品関連事業者等と連携した、肥満予防のための健全な食生活や運動に関する取組及び朝食欠食率減少を含む生活習慣の改善に向けた取組の推進。

b 壮年期を中心とした肥満及びメタボリックシンドローム予防対策事業

①運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供及びその効果判定

運動施設（健康増進施設を含む）等を活用し、「食事バランスガイド」、「エクササイズガイド」等を取り入れた肥満予防・改善のための具体的な体験機会を提供する。

また、過体重、肥満の者に対しては、食生活や運動を含めた生活習慣について管理栄養士等による個別指導を実施する。その後、フォローアップ調査を実施し、その有効性を評価する。

②民間産業と連携した朝食の欠食率減少に向けた取組

飲食店におけるバランスのとれた朝食メニューの提供等、民間産業と連携した朝食欠食者の減少に向けた取組を推進する。

c 事業企画・評価委員会等の設置・運営

上記 a 及び b の事業を円滑に実施するために、地域の保健医療・教育関係者、民間産業等を含めた栄養・食生活、運動、肥満対策関係者で構成される委員会等を設置し、事業の計画策定、調査の企画・解析、事業の推進及び評価、事業実施報告書の作成等を行うこと。なお、既存の委員会等を活用してもよい。

d 留意事項

①実施にあたっては、実施地区の市町村管理栄養士、関係機関、関係団体、民間産業等と連携を図ること。

②事業の企画立案にあたっては、食育推進基本計画にも、子どもの肥満予防の推進、朝食を欠食する国民の割合の減少、「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加等が盛り込まれていることから、各都道府県食育推進計画、市町村食育推進計画との関連も視野にいれること。

③若年期からの肥満予防対策事業を実施するにあたっては、若年期からの健全な食生活と運動習慣の徹底という観点から取り組むこと。また、適正体重の維持という観点から、単に体重の減少ということを目指すのではなく、児童・生徒の成長や低体重の者にも配慮し、健康状態や生活習慣病に関する理解を深め、生活習慣の自己管理ができることを目指す内容とすること。

④事業実施に付随する教育媒体や学習教材の作成にあたっては、地域の特性や実情を考慮して作成すること。

⑤事業の評価は、プロセス評価、アウトカム評価を行い報告すること。また、「食育を通じた健康づくり及び生活習慣病予防戦略に関する研究」における食育データベースに事業実施内容及び事業評価を登録すること。

4. 経費の負担

都道府県、保健所を設置する市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5. この要綱は平成21年4月1日から適用する。